5　この法律の施行後に国際受刑者移送法第十三条の命令を発するために必要な受入受刑者の同意については、同法第六条の規定による確認として当該受入受刑者に行わせる新国際受刑者移送法第十六条の規定に関する事項を記載した書面への署名押印は、この法律の施行前においても行わせることができる。

6　当分の間、新国際受刑者移送法第五条第三号及び第四号の規定の適用については、同条第三号中「拘禁刑以上の刑」とあるのは「拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮の刑」と、同条第四号中「拘禁刑以上の刑」とあるのは「拘禁刑以上の刑若しくは旧刑法第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮の刑」とする。

7　新国際受刑者移送法第一章及び第二章の規定（第十六条及び第二十一条の規定を除く。）は、旧受入受刑者についても適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新国際受刑者移送法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条		
第二十一条の規定により適用される刑法第二十八条		刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号。以下「整理法」という。）第四百九十一条第八項の規定により適用される刑法第二十八条
第二十六条第三項		
事由により		事由により当該外国刑の整理法第四百九十一条第二項の規定によりなお効力を有することとされる整理法第五十三条の規定による改正前の第十六条第一項各号に掲げる区分又は
第十七条		同条及び第十七条
共助刑の期間		当該区分に応じた共助刑の種類及び共助刑の期間

8　旧受入受刑者については拘禁刑に処せられた者と、第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧国際受刑者移送法第十六条第一項各号に掲げる種類の共助刑についてはいずれも拘禁刑とみなして、刑法第二十二条、第二十四条、第二十九条、第三十一条及び第三十三条、新刑法第二十八条、第三十二条及び第三十四条第一項、刑事訴訟法第四百七十四条、第四百八十一条、第四百八十七条から第四百八十九条まで、第五百二条から第五百四条まで及び第五百七条、新刑事訴訟法第四百八十条、第四百八十二条及び第四百八十四条から第四百八十六条まで、少年法第二条第一項、第二十七条第一項、第六十一条、第六十七条第四項（第五十六条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六十八条本文、新少年法第五十六条及び第五十七条、第二号改正後更生保護法第三条、第十四条、第十六条、第三十条、第三十八条、第四十八条、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあっては、第二号ハに係る部分を除く。）、第五十一条（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあっては、第一項第七号に係る部分を除く。）、第五十七条（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあっては、第一項第四号に係る部分を除く。）、第六十一条、第六十三条、第六十五条の三、第八十二条、第八十四条、第八十六条、第八十八条並びに第八十八条の二、更生保護法第四条第二項、第十一条から第十三条まで、第二十三条から第二十九条まで、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十六条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十五条の二、第六十五条の四、第七十五条から第七十七条まで、第八十七条並びに第九十一条から第九十八条まで並びに新更生保護法第三十三条、第三十四条第一項、第五十四条第二項、第五十五条及び第八十五条の規定を適用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

新刑法			刑事訴訟法			新刑事訴訟法	少年法	新少年法
第二十八条			第四百七十四条			第四百八十条及び第四百八十二条	第二十七条第一項	第五十七条
三分の一			二以上の					
				その重いもの				
				重い刑				
				他の刑				
第三十二条			第四百八十七条					
刑の言渡しが確定した後			刑名					
十年			第五百二条					
			裁判の執行を受ける者					
			言渡をした裁判所					
国際受刑者移送法第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた後			共助刑の執行を受ける者					
十年（裁判国において受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をした日数を含む。）			共助刑の種類					
三分の一（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第七号の裁判国（以下「裁判国」という。）において同条第十一号の受入移送犯罪（以下「受入移送犯罪」という。）に係る確定裁判において言い渡された同条第一号の外国刑（以下「外国刑」という。）の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）			主刑					
			共助刑					
			国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号の共助刑（以下「共助刑」という。）と					
			刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁					
			東京地方裁判所					
			国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の継続中である					
			保護処分の継続中、本人に対して有罪判決が確定した					
			保護処分の継続中、拘禁刑又は拘留の刑が確定した					
			国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の継続中である					